

ほうえらす

vol. 19 2012.1.1

冬
Winter



インタビュー

水泳選手

萩原智子さん

5年のブランクと病気を乗り越え、
夢の舞台オリンピックに挑戦!

法テラス草創の足跡② ————— 7

法テラス被災者支援 ————— 9

動き始めた被災者支援のための出張所
被災された方の地元で、着実な法的支援を展開

新たな被災者対応について ————— 10

連載コラム ————— 11

特集

犯罪被害者支援

社会全体の課題 ————— 4



人の心を動かすスポーツ その魅力を原動力に

●佐々木 萩原さんの愛称は「ハギトモ」さんとのことなので、私もそう呼ばせていただきますが、そもそもハギトモさんが水泳を始めたきっかけは？

●萩原 小学校2年生の夏、家族で行った和歌山の海で、浮輪が外れて溺れかけたことがあったんです。その時、怖いというより、なぜか泳げるようになったかと思っただけです。それで早速、2学期からスイミングスクール

に通い始めました。私、小学校の頃から怖いくらい大きくて(笑)、小6で170センチ。そのこともあってコーチの目に止まり、気が付いたら選手コースにいました。水泳って我慢比べのようなところがあり、一度ばーんとタイムが伸びた後、もう一つ上に行くのが難しい。私もコンマ2秒縮めるのに4年かかり、すごく苦しみました。

●佐々木 そこで踏ん張れた原動力は何だったんでしょう。

●萩原 人との出会いですね。コーチや家族、

5年のブランクと病気を乗り越え、 夢の舞台オリンピックに挑戦!

学校の先生や仲間、本当に恵まれたと思います。

●佐々木 これまでの選手生活で一番印象に残っていることは何ですか。

●萩原 2000年のシドニーオリンピックです。100メートル自由形を溺れたみたいに泳いでいた選手を覚えていらしゃいますか。赤道ギニアのエリック・ムサンバニ選手で、彼の泳ぎを見て、観客は最初、余興だと思ったんですよ。でも、残り50メートルとなった時に競技であることが分かり、そこからは会場中が総立ちで応援、世界新記録が出るぐらいの盛り上がりでした。私もすごく感動して涙が出て、いろんな国の人の心を一つにできるスポーツって、やっぱりいいなと思いました。

●佐々木 私が思うに、ハギトモさんが皆に勇気を与えているのは、引退後また復帰されたことも大きいと思うのですが。

●萩原 皆さんそうおっしゃってくださるんですよね、「その歳でよくぞ」とかね(笑)。引退を決めた時は、もうやり残したことはないと思ったので、涙も出ませんでした。

●佐々木 けれども、また競技への復帰を決意なさった。それはどうして？

》インタビュー

原 智子 さん

水泳選手

●萩原 取材で行った北京オリンピックの開会式、オリンピックのマークが光り輝いて浮かび上がってくるのを見た時、もう一度この舞台に立てよう頑張りたいと思ったからです。シドニーの時は20歳。メダリスト候補と注目されましたが、その評判に心も体もついていませんでした。今度こそ地に足をつけ、しっかりと舞台を踏みしめたいと。

病気を克服して、再び立つ ロンドンへのスタート台

●佐々木 そうやってオリンピックに向けて頑張っている矢先に病気をされたとか。

●萩原 そうなんです。以前から月経時に頭痛や腹痛に悩まされていたのですが、去年の3月、本当に具合が悪くなり病院に行ったら、卵巣嚢腫と子宮内膜症を併発していると。ある病院では「妊娠できないかもしれない」と言われ、「もうダメだ、水泳を止めよう」



と思いました。ところが夫が「水泳もできるし、子供のこともしっかり考えられる選択肢を探そう」と、いろんな病院を探してくれたんです。3軒目に訪ねた病院の先生が、「手術をすれば泳げるし、子どももできるから大丈夫」ときっぱり言うてくださったので、お任せすることにしました。4月に手術をし、6月中旬から泳ぎ始めたのですが、最初はぜんぜんダメで、本当に間に合うのかと焦りました。手術前は6000とか8000メートル泳いでいたのが、まずはウォーキングから、泳ぐのも1日400メートルとか。

●佐々木 今は大丈夫ですか？

●萩原 ええ、絶好調(笑)！この間も4種目に出場し、2日間です選・決勝で8レース泳いだのですが、「若い」って思いましたね、自分が(笑)。皆にも「智子さん、若いですね」って言われ、「でしょ！」って。競泳女子では31歳の私が一番年上。だから、「皆、もっと頑張るでしょ」ってハッパをかけているんです。

スポーツと法律 ともに公正なルールで

●佐々木 ところで、スポーツと法律はあまり関係ないと思われがちですが、法律の分野でスポーツが一番乗りという事例があります。ADR(裁判外紛争解決手続)に、法務大臣による認証制度というものがあって、その認証取得の第一号が「日本スポーツ仲裁機構」なんです。

●萩原 はい、千葉すすさんの件がきっかけで設立された機関ですね。千葉さんが選手選考について問題提起してくださったおかげで、今の私たちの選考基準がともクリアになりました。競技会で1位2位になり標準記録を突破した人が選ばれる。優勝しても突破できなかったらダメ。確かに基準は厳しくなりましたが、すごくスッキリしました。

●佐々木 公正なルールだからスッキリするんですね。法テラスも、法という公正なルールで世の中を照らすために作られました。ハギトモさんご自身は、法律について、どのような印象をお持ちですか。

●萩原 何か問題あって困った時に初めて考えるというか、弁護士事務所に相談に行くのでしょうか。自分の身に振りかからないと、なかなか実感できないかもしれません。

●佐々木 そうですね。でも、いきなり弁護士事務所に行くのはちょっと不安という方もいらっしゃるでしょう。そんな時にこそ、無料・匿名で相談のできる法テラスに電話をかけていただきたいと思います。無料の法律相談や弁護士費用を立て替える制度もあります。

●萩原 それは、すごくいいですね。知らないなんて、もったいない気がします。もっともつと法テラスの存在をPRしてください。

●佐々木 ありがとうございます。法律の世界がもっと身近になるよう努めます。ハギトモさんも夢に向かって頑張ってください、応援しています。

萩原智子 はぎわら・ともこ

山梨県出身。山梨学院大学職員。「ハギトモ」の愛称で親しまれる。2000年シドニー五輪200m背泳ぎ4位入賞。04年に引退するが、09年6月競泳選手として現役復帰。10年アジア大会では、400mフリーリレーの一員として日本記録樹立に貢献。短水路での自由形50m、個人メドレー100mの日本記録保持者でもある。

【聞き手】法テラス 第一事業部 部長 佐々木 文

●インタビューを終えて/いろいろな困難を笑顔のパワーで乗り切って、まわりもハッピーにしてくれる、本当に爽やかな方でした。



萩

犯罪被害者支援

special feature

特集

社会全体の課題

犯罪被害者について考えたことはありませんか？
私たちだれもが、犯罪被害者になる可能性があります。

ひとたび被害にあうと、平穏な生活を取り戻すことは容易ではありません。

被害者の置かれた状況はさまざまであり、時間の経過によっても変わっていきますので、

その時どきに必要とする支援を適切に受けられることが重要です。

今回は、犯罪被害者支援のこれまでの歩みと法テラスの取組みを紹介します。

■犯罪被害者支援：これまでの歩み

1974年に起きた「三菱重工ビル爆破事件」を契機として、犯罪被害者給付制度の必要性が論議され始めた日本。初めての公的支援制度は1980年に公布された「犯罪被害者等給付金支給法」ですが、全国的に支援活動が動き出したのは、1998年に設立された「全国被害者支援ネットワーク」と警察庁の協働による取組みが始まってからです。

そして、国としての本格的な犯罪被害者支援は、2004年に公布された「犯罪被害者等基本法」に基づき、国、地方自治体、関係機関、民間団体等による総合的かつ計画的な取組みとしてスタートしています。犯罪被害者への支援は、経済支援、法的支援、カウンセリングなど多岐にわたること、そしてその支援が長期間に及ぶという側面があるため、縦断的かつ横断的なサポートが必要不可欠です。

2006年に設立された法テラスは、

犯罪被害者支援小史

1964年	英国「被害者補償制度」開始
1967年	「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」設立(市瀬朝二氏)
1974年	三菱重工ビル爆破事件
1975年	米国「NOVA (National Organization for Victim Assistance)」設立
1980年	「犯罪被害者等給付金支給法」公布
1985年	国連被害者人権宣言
1995年	地下鉄サリン事件
1996年	警察庁「被害者対策要綱」策定
1998年	「犯罪被害者対策室」設置
1998年	「全国被害者支援ネットワーク」設立
2000年	「全国犯罪被害者の会」設立
2000年	「犯罪被害者保護法・「刑事和解制度」施行
2001年	「ストーリー行為等の規制等に関する法律」成立
2001年	「犯罪被害者等給付金支給法」改正
2004年	「犯罪被害者等基本法」公布
2005年	「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2006年	「法テラス」設立
2008年	「被害回復給付金支給制度」施行
2008年	「オウム被害者救済法(通称)」施行
2009年	「被害者参加制度」施行
2009年	「損害賠償命令制度」施行
2011年	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定



1995年3月20日、東京の地下鉄で起きたサリン事件



1974年8月30日、東京・丸の内で起きた三菱重工ビル爆破事件

全国犯罪被害者支援フォーラム2011

昨年の9月30日、東京商工会議所東商ホールにおいて、認定特定非営利活動法人全国犯罪被害者支援ネットワークや警察庁などの主催で「犯罪被害者支援の過去・現在・未来」をテーマに、全国犯罪被害者支援フォーラム2011が開催されました。

午前中に開催されたパネルディスカッション「犯罪被害者の歩み」では、実際に犯罪被害にあわれた方のご家族3名から、当事者が抱える様々な問題点について報告がなされました。また、今回は海外からも2名の有識者(米国ペンシルバニア大学不安障害治療研究センター／サンディ・カバルディ博士、大韓民国法務部人権局／チョン・ユミ検事)が講師として来日し、それぞれ基調講演を行いました。

さらに、午後に開催されたパネルディスカッション「被害者支援と地域社会における連携」では、地域ではどのような連携体制をとりながら被害者支援を進めているのか、神奈川県、東京都、そして性暴力支援センター・大阪SACHICOの取組み例が報告されました。



パネルディスカッションを傾聴された秋篠宮ご夫妻と山岡賢次国家公安委員長(写真左から2人目) 山上皓ネットワーク理事長(同右)

認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク
<http://www.nnvs.org/>

この犯罪被害者支援において、法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指しています。

■犯罪被害者支援のための施策

犯罪被害者支援には、関係諸機関の密な連携による様々な取組みが必要となりますが、その取組みの基本となるのは2005年12月に策定された「犯罪被害者等基本計画」です。この基本計画では、犯罪被害者等の方々の権利利益の保護が図られる社会を実現するために、4つの基本方針「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」「個々の事情に応じて適切に行われること」「途切れることなく行われること」そして「国民の総意を形成しながら展開されること」の下、左記に示す5つの重点課題が挙げられています。

また、この「犯罪被害者等基本計画」はその後見直され、新たに検討を必要とする施策が盛り込まれた上で2011年3月に「第2次犯罪被害者等基本計画」として閣議決定されています。

政府の犯罪被害者等基本計画 5つの重点課題

- ① 損害回復・経済的支援等への取組
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③ 刑事手続きへの関与・拡充への取組
- ④ 支援策等のための体制整備への取組
- ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

こうした背景の中、法テラスでは犯罪被害者支援ダイヤルを設置して支援情報を提供するなど様々な支援を行っています。

法テラスの犯罪被害者支援

支援
1

犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714 なくことないよ)

犯罪被害にあわれた方やその家族の方に対し、様々な支援情報を提供するなど、具体的な支援制度を分かりやすくご案内します。また、各地方事務所の窓口でも、支援情報を提供しています。

支援
2

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介

法律の専門家が必要な犯罪被害者の方には、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。

支援
3

被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、殺人、傷害、強制わいせつ、強姦、自動車運転過失致死などの犯罪による被害者などが、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。この制度を利用して裁判に参加する被害者などは被害者参加人と呼ばれます。

被害者参加人は弁護士(被害者参加弁護士)によるサポートを受けることができますが、経済的に余裕のない被害者参加人の方もサポートを受けることができるよう、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度があります。被害者参加人は、法テラスを経由して、裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求します。

支援
4

損害賠償命令制度の活用

損害賠償命令制度とは、刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求について審理も行い、加害者に損害の賠償を命じる制度です。損害賠償請求に関し、刑事手続きの成果を利用することで、改めて民事訴訟を提起する必要がないため、犯罪被害者の方の立証の負担が軽減されます。また、犯罪被害者の方が経済的に余裕のない場合は、法テラスの「民事法律扶助」を利用すると、無料の法律相談、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを受けることができます。

支援
5

日本弁護士連合会からの委託による援助事業

法テラスでは、日本弁護士連合会からの委託を受け、次の二つの援助事業も行っています。

- ・犯罪被害者法律援助(被害届提出、告訴・告発など)
- ・子どもに対する法律援助

犯罪被害者支援に向けた取組み

前ページで法テラスが対応する「犯罪被害者支援」の概要を紹介しましたが、特に、

- ・被害者参加弁護士確保
- ・関係機関との連携強化
- ・利用者ニーズの的確な把握
- ・民事法律扶助制度などの利用に関する周知活動

などに取り組んでいます。また、全国の窓口で対応する職員のスキルアップにも力を入れていきます。その一つが、昨年の10月20・21日に開催した、全国60地方事務所

で犯罪被害者支援業務を担当する職員を対象とした研修です。

研修の初日には、お子様を交通事故で亡くされた犯罪被害者遺族である佐藤清志さんを講師として招き、犯罪被害者としての経験や犯罪被害当事者が抱える問題点などを語っていただきました。研修に参加した職員のほとんどが固唾をのんで聞き入りましたが、講演後には、「お話を

を聞く機会があり良かった。今日のことを忘れずに業務に携わっていきたい」という言葉が職員の一人から講演者の佐藤さんに掛けられました。

研修2日目最初の講演は、坪井節子弁護士による「子どもの犯罪被害」がテーマ。坪井弁護士は子どものシエルター（緊急避難場所）などを運営する社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理事長でもあり、子どものいじめや虐待問題に関わって二十数年というベテラン弁護士。児童相談所が受けた虐待相談件数は、統計をとり始めてからこの20年で55倍（平成22年度速報値・厚生労働省）にも達しているという衝撃的なデータを紹介するとともに、これまでに関わってきたケースを例として、問題点などを非常に分かりやすく説明されました。

2番目の講演は、自身が被害者参加弁護士として活動されている、法テラス浜松法律事務所の常勤弁護士である大久保聡子弁護士による「被害者支援の事例紹介

介」。これは、被害者参加弁護士としての経験がなければ分からない、言葉遣いを含めた犯罪被害者との対応の仕方や、被害者参加制度における具体的な弁護士活動についての報告でした。

そして最後は、廣瀬健二立教大学大学院法務研究科教授（法テラス理事）による「被害者支援制度をめぐる歴史的経緯」と題した講演。ここでは、「刑事手続きの流れ」「犯罪の傾向」「犯罪被害者の位置づけ」などの概要説明後、「犯罪被害者への措置・法制」がどのように変革してきたかその全体像を示されました。

法テラス地方事務所の取組み

各地の法テラス地方事務所でも具体的な取組みを行っています。法テラス徳島では昨年10月27日に、「犯罪被害者に対する心理的反応」二次被害防止のために」と題し、講師に臨床心理士を招き、徳島県弁護士会と徳島被害者支援センターとの共催で研修会を開催しました。

犯罪被害者週間 国民のつどい

2005年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、同法の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日～12月1日）を、「犯罪被害者週間」にすると定められ、この週間の中核事業として広く国民の皆さんに犯罪などによる被害について考えていただくことを目的に、「犯罪被害者週間国民のつどい」が開催されています。今回は、地方大会が石川、広島、新潟、鹿児島

の4カ所で、そして中央大会が東京で開催されました。

中央大会は、11年12月1日、新宿・明治安田生命ホールで3時間半にわたって開催され、「地域・自治体で必要な取組みとは」議員、被害当事者の立場から」と題した近藤さえ子氏（東京都中野区議会議員）による基調講演の後、「地域における犯罪被害者等支援の現状と今後」をテーマとしたパネルディスカッションが河原登子氏（内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官）をコーディネーターとして開催されました。



「子どもの犯罪被害」を講演された坪井節子弁護士



「被害者支援の事例紹介」を報告した大久保聡子弁護士



「被害者支援制度をめぐる歴史的経緯」を講演された廣瀬健二立教大学大学院法務研究科教授（法テラス理事）



徳島県弁護士会会議室で開かれた研修会の様子



挨拶をする蓮舂内閣府特命担当大臣

犯罪被害者週間(内閣府 犯罪被害者等施策)
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/week/week.html>

■犯罪被害者支援5年間の歩み



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、「犯罪被害者支援ダイヤル（0570・079714 なくこといよ）」を設置するとともに、全国各地の地方事務所を窓口として、被害後のニーズに応じた様々な支援情報を提供しています。

業務開始以降の犯罪被害者支援ダイヤルの問い合わせ件数は、平成22年度末で累計4万件となり、毎年度、件数が増えてきたことが分かります。

問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性被害、ストーカー、いじめ・嫌がらせ、セクシャル・ハラスメント、名誉毀損、プライバシー侵害・差別など様々です。

また、地方事務所では、法律の専門家の力が必要な場合に、支援情報提供に加え、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しており、その件数も毎年度増加してきました。

今後も関係機関・団体と連携し、充実したサポートを行っていきます。

法テラス草創の足跡②

業務開始から5周年を迎えた法テラス

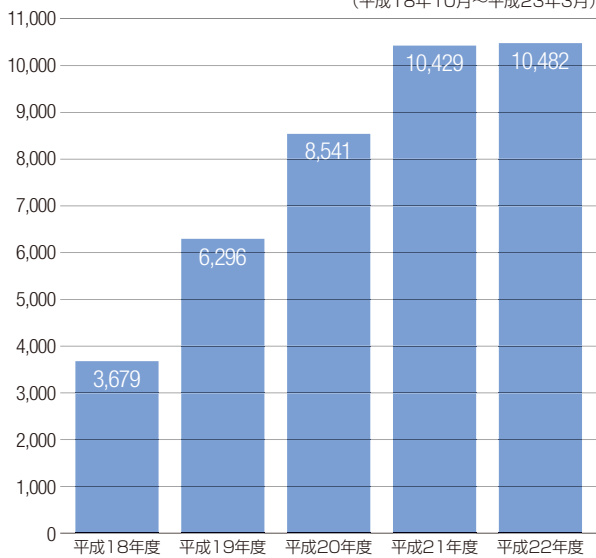
4回シリーズでご紹介する「法テラス草創の足跡」。

2回目の今回は、特集と連動するかたちで

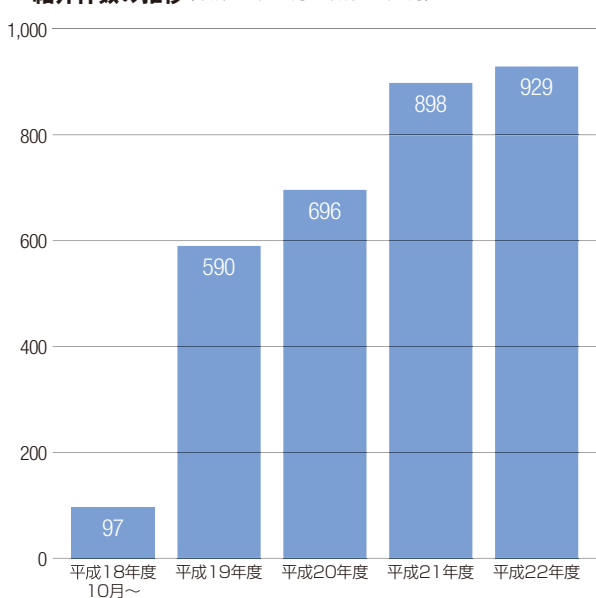
「犯罪被害者支援」を取り上げます。

また、法テラス設立当初の法務省司法法制部長であり、現在は最高裁判事である寺田逸郎氏の寄稿文を掲載します。

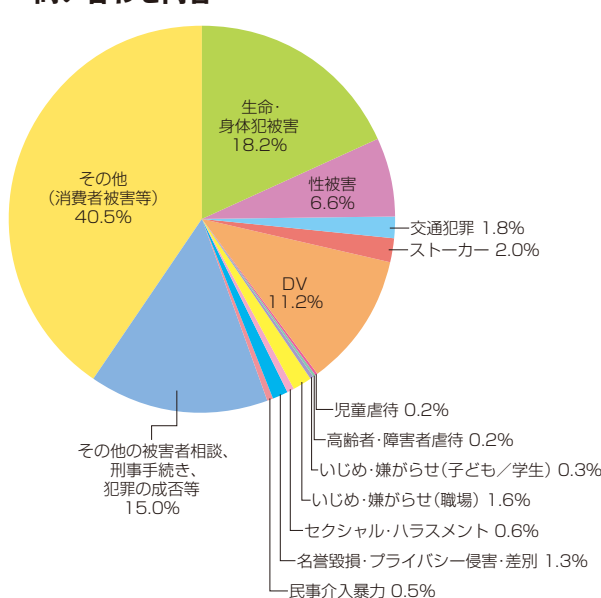
■犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移
(平成18年10月～平成23年3月)



■犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(精通弁護士)の紹介件数の推移 (平成18年10月～平成23年3月)



■平成22年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容



半年経つてもしばしば繰り返される映像、それを目にしてなお、息を呑み、胸がつぶれる感覚が少しも変わることもない津波の破壊力。しかし、想像を超える規模と伝えられてから半年が経過すると、三陸でも、仙台湾、浜通りでも、それが決して未曾有のものではなく、かつて同規模の津波が内陸部にまで深く抉った跡が地層にはっきりと刻まれていることを、映像報道を通して知らされることになる。大地の記憶が歴史を掘り起こしていくさまを目の当たりにするのである。

寄稿文

司法 の 風景

5年を支える地層、
そしてさらに

最高裁判事
寺田逸郎氏

大災害は、16年前の阪神淡路大震災の記憶をも呼び起こす。当時は、法務省の不動産登記担当部局の課長で、実務の第一線、幸いコンピュータ化の進展が神戸に届いていたからデータの消失こそ免れたものの、震災は不動産の基礎を文字どおりゆさぶったから、ほぼ一年は様々な形で復旧対応にかかりきりとなった。その中で、当時の原田明夫官房長（後の強い意向もあり、被災者のための法律相談事業を弁護士、司法書士などの専門家と協力して行う試みが実施された。といつても、制度上の枠組みなど無いに等しかったか

ら、予算面では人権擁護相談の形まで利用してやりくりし、ソフトな形での組織化が応急的に実現したとでもいうべきものにすぎなかった。しかし、関西を中心とする弁護士、司法書士の方々がその折に示された熱意は、思いがけずといえるほど強く、また、時間の経過によっても決して衰えることのないものであった。

10年後、司法制度改革の中にあつて、司法へのアクセスのために全国的に窓口を整備しようとする構想が浮上したとき、いつの間にか、それがセンター組織を中心とするネットワーク的存在と受け止められ、間もなく、それを「司法ネット」などと呼んで実現を図ろうとする動きが、遠藤光男元会長ら法律扶助を支えてこられた方々とはもとより、そうでない若い弁護士の方々らの間にも広がっていくことに驚かされた。多くの方々がそのような構想をどこか心に描いておられたのでなければ考えにくい展開としか思えなかった。

阪神淡路大震災への対応策を検討する過程で、関東大震災の応急措置として芽をふいたいくつかの施策がその後大きく発展し、独り立ちして、制度として定着した事実を知った。調停・非訟手続がその代表例である。発足から5年、金平輝子、寺井一弘両理事長の、得難い、愛情あふれるリードの下、法テラスは、まだまだ小さいが、熱意あふれるスタッフにより成長を続けておられる。それがいずれ社会の誰にとつてもあたりまえの存在になったとき、掘り起こされるその歴史には、5年前の新しいビルでのスタートとともに、今次の震災で三陸に被災者支援の事務所が開設されたことばかりでなく、さかのぼっての阪神大震災での経験、さらに法律扶助における協会としての長い助走などが地層のように積み重なって見出されることもあるに違いないと、いま思うのである。



法テラス東京開所式（平成18年10月2日）



法務大臣視察（平成18年11月6日）

法テラス 被災者支援

宮城県での被災者支援のための出張所を、昨年10月3日に南三陸町、そして12月1日に山元町と続けてオープンしました。両出張所ともオープン当初から町民の方々が訪れ、震災に関する問題や、震災前から抱えていた問題を相談されてきました。宮城県ではほかに、東松島市に出張所を設置予定ですが、こちらも現在オープンに向けて準備中です。

法的支援のワンストップサービス

被災者支援のための出張所では、弁護士による無料法律相談のほか、司法書士や土地家屋調査士による無料相談も行っています。これまでのところ、相続や多重債務など様々な相談が寄せられています。中には1人で複数の問題を抱えている方もいます。

これは実際の相談事例（内容は一部加工）ですが「知人から借りていた家屋（自宅）が津波の被害を受けた。修繕し住みたいので家屋を譲っ

てほしいと頼んだところ、土地も含めて買ってほしいと言われた。知人の土地・家屋を購入し修繕するべきか、別に所有している自分の土地に新しく家を建てる方がよいのか」とのこと。これに対し、建築上の行政的規制の有無の確認、不動産売買の手続き、修繕費用などの相場、不動産取得に伴う税金などについて、弁護士、司法書士、建築士、そして税理士がその場で対応しました。被災者支援のための出張所ならではのワンストップサービスと言えるでしょう。

10/3
OPEN 法テラス南三陸
0503383-0210



仙台

東松島市
開所に向け準備中

12/1
OPEN 法テラス山元
0503383-0213



各分野の専門家が具体的にアドバイス！

Q 両親が津波で死亡したが、会社の連帯保証人になっていた。相続について、放棄した方がよいのか。

弁護士

A 相続放棄について説明。プラスの財産が上回る場合には、家庭裁判所に申し立て、プラス財産の範囲内で財産を引き継ぐ「限定承認」という手続きもあると説明。

Q 自宅が津波で流され、権利証を紛失。何か手続きが必要か。

司法書士

A 権利証の再発行は行われないが、不動産の権利がなくなるわけではない。建物については、法務局で滅失登記される予定と説明。

Q 漁業を営んでいたが、自宅も船も津波で流され、仕事もなくなった。債務は住宅ローンと事業投資費用がある。

弁護士

A 個人版私的整理ガイドラインができる可能性を教示し、「個人版私的整理ガイドラインコールセンター（0120-380-883）」を案内。

Q 自宅が津波で流されたが基礎は残っている。今後どのようなのか。

土地家屋調査士

A 国の方針を見ながら進めることになるが、いずれにしても、土地の境界を確定するには、建物の基礎部分とその証拠になるので、現状を保存しておくべきと説明。

Q 事業主で、社会保険免除申請をしていたが、9月より社員を雇用するため免除終了の届出の記載方法を知りたい。

社会保険労務士

A その場で、申請書の書き方についてアドバイス。

動き始めた被災者支援のための出張所 被災された方の地元で、着実な法的支援を展開

←次のページでも、法テラスの新たな被災者支援をご紹介します。

New!

新たな被災者支援について

震災関連専用フリーダイヤルを開設

震災 法テラスダイヤル

おなやみレスキュー

0120-078309

法テラスでは、東日本大震災の被災者の方々を対象とした、電話相談窓口を昨年の11月1日より開設しました。全国各地に避難されている被災者の方々に気軽にご利用いただけるフリーダイヤルです。

業務時間 平日 9:00~21:00
土曜日 9:00~17:00

業務内容 被災された方が直面する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報を提供します。

*携帯電話、PHS、050から始まるIP電話・公衆電話からでも、通話料を負担することなく無料でご利用いただけます。

民事法律扶助制度の2つの特例

東日本大震災の被災者の方が「民事法律扶助制度」をご利用になる場合、平成23年10月3日から平成24年3月31日までの間、以下の2つの特例が適用されます。

特例1 自己破産事件の予納金の立替えを受けられます!

東日本大震災の被災者で、住居用建物につき半壊以上の罹災証明のある方や、原子力発電所事故に伴う避難を余儀なくされた方にも、自己破産を申し立てる際の「予納金」を法テラスが立て替えることができるようになりました。

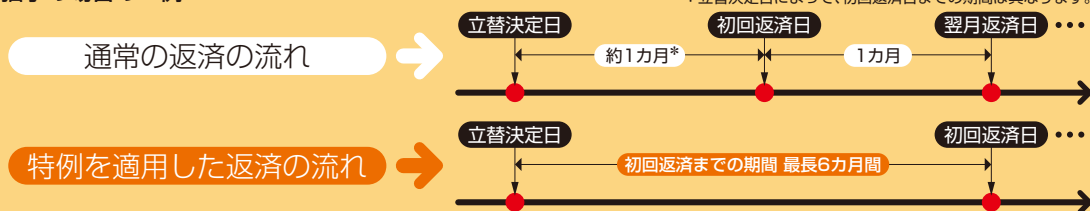
予納金とは?

自己破産を申し立てる際に、裁判所に納付する必要がある費用の一つです。金額は事例や裁判所によって異なりますが、破産管財人の費用が必要となる場合、20万円程度を納付する必要があります。通常、民事法律扶助制度を利用する場合は、生活保護を受けている場合を除き、本人が裁判所に予納金を納める必要があります。

特例2 立替金について、最長6カ月間の返済猶予を受けられます!

東日本大震災の被災者で、住居用建物につき半壊以上の罹災証明のある方については、最長6か月間、立替金の返済を猶予できるようになりました。

猶予の場合の一例



詳しくは、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

相談者の声から作った

「法テラス・東日本大震災 相談実例Q&A集」

法テラスでは、震災に関する法的問題をQ&A形式でまとめた「法テラス・東日本大震災 相談実例Q&A集」を10万部作成し、昨年11月下旬より被災地域の法テラスや自治体などの窓口で無償配布を始めました。配布窓口の詳細は、震災 法テラスダイヤル ☎0120-078309でご案内しています。また、このQ&A集は法テラスのホームページからもダウンロード(PDFデータ)でき、最新のQ&A情報についても順次更新していく予定です。

無償配布中!!



ほ法、なるほど。

ことし平成二十四年の干支「竜」は、十二支に当てた動物たちで唯一架空の生き物です。なので、竜にまつわる故事は面妖なものが多い。鯉が黄河中流域の竜門と呼ばれる急流を上りきると竜に変身する（これが登竜門の由来）とか、竜の絵に晴（ひとみ）を描き込んだらたちまち図上から飛び出して天に昇って行った（これが画竜点睛の由来）とかは良く知られた話でしょう。

そんな竜の年に、裁判員制度は一つの節目を迎えます。平成二十二年五月に施行された裁判員法の附則にある「見直し条項」に従って、政府が制度改善のため「必要な措置を講じる」時期になるのです。

裁判員裁判にかけられる重大な犯罪事件は、実績からみると一年間に千六百件くらいあります。一件につき裁判員六人と補充裁判員数人を選びますから、毎年一万余千人の一般国民が法壇に座る勘定です。

施行から三年になるうちに、制度の真価が問われるような、難しい判断と重い負担を裁判員に強いる事件も現れました。死刑が無罪かという究極の選択を迫られた裁判がありましたし、裁判員裁判の判決が控訴審で覆され、無罪から有罪にあるいは有罪から無罪に逆転した例も出ています。この一月に、さいたま地裁で公判が始まる連続不審死事件は八件の事件をひとまとめにして審理するので裁判員の在任期間が百日にもなる見込みです。

昨年十一月に最高裁大法廷が「裁判員制度は憲法に違反しない」との判決を出したのを覚えているでしょうか。「何をいまさら」と感じた方もいたかもしれませんが、裁

雲を得るか、 竜年の裁判員制度



法テラス理事
安岡崇志

判員制度に反対する法学者や法律実務家の多くは裁判員法ができあがると憲法違反の疑いを指摘し、「裁判員制度は『違憲のデパート』と極言する学者もいたほどでした。こうした専門家の見解に最高裁がどう応じるかは、かねて注目されていたのです。

最高裁で被告人側は、法制定時に唱えられた違憲論をとりたい裁判員法は憲法の八つの条項に違反すると主張しました。大法廷の十五人の裁判官は全員一致で違憲性をすべて否定し、逆に「（憲法の）国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るもの」と裁判員制度を評価したうえでこう注文を付けました。「優れた制度として社会に定着するためには、その運営に関与する全ての者による不断の努力が求められる」。

私たち法テラスは裁判員制度などとともに「二一世紀の日本を支える司法制度」を築くことを目的にした司法改革によって誕生した組織で、裁判員制度の「運営に関与する者」の一員です。竜年に施行三年の節目を迎えるこの制度が、雲を得た竜のごとく勢いあるものになるよう、法テラスとしても努力を重ねていきます。

法テラスは、期待される役割をより良く果たすため、運営理念を定めています。この理念の下、役員は職務に取り組んでおります。

法テラス運営理念

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

- 一、私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
- 一、私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
- 一、私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
- 一、私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
- 一、私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

一般参加も大歓迎

法教育シンポジウムを開催します!

法テラスは、本年2月と3月に近時各地で取組が広がっている法教育に関するシンポジウムを全国3か所で開催します。新学習指導要領の実施に伴う法教育の最前線に関する報告や、パネルディスカッションなど内容は盛りだくさんです。学校関係者や専門家のほか、一般の方々の参加も大歓迎ですので、みなさまでどうぞ奮ってご参加下さい。(参加費無料)

●開催日程

平成24年2月11日(土) 香川会場(かがわ国際会議場)
平成24年2月19日(日) 山梨会場(山梨英和大学講堂)
平成24年3月 3日(土) 福井会場(福井商工会議所)

※シンポジウムについての詳細は、ホームページをご確認下さい。

法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1,000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

しょく罪寄附

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2010年度は、約1億4,000万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】インタビューにご登場いただいた萩原智子さんは、明るくさわやかな太陽のような方で、とても元気をもらえました。また、法テラスの行う業務について「すごくいい制度!」と絶賛していただきました。法テラスも萩原さんのような存在になれるよう、努力をしていきます。(K.N)

●平日 9:00~21:00 ●土曜日 9:00~17:00

■法テラス・サポートダイヤル



お な や み な し
0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

IP電話・PHSからは03-6745-5601

■震災 法テラスダイヤル



お な や み レ ス キ ュー
0120-078309

震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

法 テ ラ ス ク イ ズ

Q1 犯罪被害に関して、弁護士は以下のような支援を行っています。〈民事上の損害賠償請求〉〈警察との折衝〉〈傍聴席の確保〉〈報道機関への対応〉この4つの中で、できないものはいくつあるでしょうか?

1:3つ 2:2つ 3:1つ 4:0

Q2 捜査機関に対し、犯罪事実を申告して、犯人の処罰を求める方法には2種類あります。間違っているものはどれでしょう?

1:被害届 2:告訴 3:告発

分かりましたか? 正解及び解説は法テラスのホームページまたは携帯サイトで!! ▶▶▶



●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
Eメール: koe@houterasu.or.jp



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとしたココロに光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと日が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという意味を込めています。